

佐賀県告示第 366 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和 3 年 9 月 17 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
小野病院	佐賀市巨勢町大字牛島 244 番地 7	令和 3 年 4 月 1 日
鮫島病院	佐賀市富士町大字小副川 272 番地	〃
田代歯科医院	唐津市相知町相知 1940 番地	〃
加藤眼科医院	唐津市西城内 6 番 43 号	〃
ふくなが眼科	佐賀市開成六丁目 8 -21	令和 3 年 5 月 1 日
大信薬局久保田店	佐賀市久保田町新田 1468	〃
隈本歯科医院	鳥栖市弥生が丘二丁目 124 番地	〃